

横浜市戸塚地区センター及び戸塚公会堂指定管理公募要項等に関する質問と回答

番号	資料名等	ページ・項目	質問内容（原文まま）	回答
1	公募要項	18ページ 7(3)当期の管理運営の実績	当期の管理運営の実績に関して、どのような資料に基づき判断されるのでしょうか。第4期の指定管理応募の際は面接審査の委員席上にA4版1ページの資料配布が認められていたが、第5期の指定管理応募も同様でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局から、第三者評価等の資料を提供し、それを基に委員が評価します。 ・加えて、プレゼンテーション用に資料を用意し、当該資料を印刷したものを配布することは可能です。ただし、応募書類と大きく離れた内容にならないようご注意ください。
2	公募要項	35ページ 施設のDX(デジタルトランスフォーメーション)化に関すること	<p>「映像配信環境、Wi-Fi導入、オンライン施設予約システム、キャッシュレス決済の導入に努めること」とあります。これには相当の費用がかかると思いますが、横浜市からの補填はあるのでしょうか。</p> <p>特に、キャッシュレス決済の場合は、手数料が引かれて利用料金収入が大幅に減少されます。この差額分の補填はあるのでしょうか。</p>	現在のところ、市からの補填の予定はありません。ただし、キャッシュレス決済導入については、市として補填の実績があります。
3	公募要項	4ページ ニーズ対応費＜使途の考え方＞	<p>ニーズ対応費の使途の考え方について、「利用者のためになるものとして、利用者が直接使う物品の購入や、利便性向上につながる設備の改修などに充てること」とあります。</p> <p>現在、戸塚区のホームページで公開されている地区センターの業務点検報告書のニーズ対応費の支出の欄に、“第三者評価受審費用”“会計ソフトサポート費用”等があります。これは戸塚区と協議した結果、ニーズ対応費とされたのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ対応費は、「利用者が直接使う物品の購入や、利便性向上につながる設備の改修などに充てること」となっています。 ・一部の地区センターの報告書に誤りがありましたので、今後訂正をする予定です。
4	公募要項	27ページ (6)施設運営の振り返り及び次期指定管理者に求める方向性等	<p>戸塚地区センター・戸塚公会堂とも、現指定管理期間において、利用者1人当たりの指定管理料は市の平均より高いとあります。</p> <p>この施設は、図書館との合築館の戸塚センター（地下から4階）の管理するための費用として指定管理料がついています。全体管理の費用を地区センターと公会堂で案分した指定管理料と理解しています。</p> <p>全体の費用を地区センター・公会堂の利用人数でわれば、高くなるのは当然と考えます。図書館に係る経費を除いて、1人当たりの指定管理料を算出していただけないでしょうか。</p>	現在の公募期間中に算出する予定はありません。

横浜市戸塚地区センター及び戸塚公会堂指定管理公募要項等に関する質問と回答

番号	資料名等	ページ・項目	質問内容（原文まま）	回答
5	公募要項	5ページ 自主事業(A型及びB型)	<p>戸塚公会堂は地区センターと合築館のため、自主事業は指定事業ではありません。</p> <p>公会堂独自で自主事業を行う場合は、指定管理業務外になると思います。指定管理業務外ですので、公会堂ホールの利用料金やその他経費を計上すれば、開館日内、開館時間内でも自主事業(B型)になると考えてよろしいでしょうか。</p>	自主事業(B型)になります。
6	公募要項	4ページ (カ)ESCO事業	<p>誘導灯、非常灯についてはESCO事業が適用されず、非LED灯が多数残っている状況です。市はどのように対応していく予定なのか、その方針をお教えてください。</p>	誘導等については、今後更新する予定です。非常灯については、LED化の対象外となります。
7	公募要項	1ページ・(4) 施設の休館等 5ページ・オ 修繕等	<p>「戸塚地区センターは、施設の改修(機械設備や共有部分)を行う予定」とありますが、公会堂は該当しないのでしょうか。</p> <p>公会堂の音響設備、舞台照明設備は耐用年数を大幅に超えており、設備が停止し、イベント中止となった場合に、損害賠償を求められる可能性があります、その場合は市の責任で対応すると考えてよいのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戸塚地区センターの共有部分の改修を予定しています。 ・公会堂の設備不良による損害賠償が発生した場合は、市と指定管理者との協議事項となります。
8	公募要項	17ページ 4 事業の企画・実施 (2) 地域コーディネート機能	<p>『「地域コーディネート機能」の取組について、適切で具体的な提案があるか。』と記載がありますが、具体的に「地域コーディネート機能」とはどのような機能を差すのでしょうか。</p> <p>地域の施設や団体どうしを繋げて、地域の交流を深めるような機能と考えてよいのでしょうか。</p>	ご質問の通りです。
9	公募要項	19ページ (4) 応募手続について	<ul style="list-style-type: none"> ・正本1部:クリップ留め、インデックスを付ける。 ・副本8部:クリップ留め、インデックスを付ける。 ・団体名黒塗りの副本8部:インデックスを付け、ファイルに綴じる <p>役員等氏名一覧は、副本には写しを入れない。正本にのみ綴じ、インデックスを付けるのか、正本にも綴じず、インデックスも付けず、別途原本の紙とCDでの提出なのか、ご指示ください。</p> <p>正本、副本合わせて17部提出ということでしょうか。</p> <p>どの書類もステープラーは使用しない。</p> <p>以上について、明確な回答をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出していただく製本、副本は、ご質問の通りです。 ・役員等氏名一覧表(様式8)は製本にも綴じず、インデックスも付けずに紙で1部、CDにも入れて提出してください。 ・提出は、全部で17部になります。 ・ステープラーは使用しないでください